令和7年5月17日

東寺方複合施設の整備に向けた地域協議会会則

第1章 総則

第1条(名称)

本会は、「東寺方複合施設の整備に向けた地域協議会」と称する。

第2条(目的)

本会は、東寺方地域における老朽化した公共施設の見直しおよび整備について、地域住民の立場から主体的に検討・提言を行い、地域に根ざした施設づくりに寄与することを目的とする。

第3条(活動内容)

本会は、前条の目的を達成するため、以下の活動を行う。

- (1). 地域ニーズや課題の把握
- (2). 複合施設の機能・役割・運営方法の検討
- (3). 関係機関との意見交換・連携
- (4). 検討会議や住民説明会の開催
- (5). その他、本会の目的達成に必要な活動

第2章 協議会委員 および 組織

第4条(構成)

本協議会は、次に掲げる15名程度の委員で構成する。

- (1). 東寺方自治会が推薦する者 二名以内
- (2). 東寺方複合館の存続を考える会が推薦する者 一名以内
- (3). 東寺方児童館を利用する者 一名以内
- (4). 東寺方図書館を利用する者 二名以内

(5). 東寺方老人福祉館を利用する者一名以内(6). 東寺方地区市民ホールを利用する者一名以内(7). 乳幼児の保護者一名以内(8). 小学生の保護者一名以内(9). 中学生の保護者一名以内(10). 地域老人会が推薦する者二名以内(11). 東寺方地域で活動する者二名以内

第5条(役員)

本会に次の役員を置く。

(1). 会長 一名

(2). 副会長 若干名

第6条(役員の職務)

- (1). 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2). 副会長は、会長を補佐し、会長不在時にその職務を代行する。

第7条(役員の選出)

役員は、委員の中から協議により選出する。

第3章 会議 および 運営

第8条(会議の開催)

- (1). 会長は、本会の全体会議を開催するため、委員を招集する。
- (2). 委員は、やむを得ない場合、会長の承認を得て、本会の全体会議に代理の者を出席させることができる。
- (3). 必要に応じて、会長の判断により臨時会議や専門部会を開催することができる。

第9条(意思決定)

本会の意思決定は、原則として委員の合意に基づき行う。

第10条(会議の記録)

会議の記録は、委員並びに地域住民へ共有する。

第11条(報告会の開催)

会長は、本会の全体会議で検討した内容を地域住民へ周知し、意見聴取を行うため、報告会を開催する。

第4章 会則の改正

第12条(会則の改正)

本会則の改正は、委員の合意に基づいて行う。

【 附 則 】 本会則は、令和7年5月17日より施行する。